

令和2年2月市議会 総務委員会資料

第41号議案 長崎市印鑑条例の一部を改正する条例

目次

ページ

- 1 長崎市印鑑条例の一部を改正する条例の概要……………1**
- 2 長崎市印鑑条例新旧対照表……………2**

**中央総合事務所
令和2年2月**



1 長崎市印鑑条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないようにするため、令和元年 6 月に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第 37 号)(以下「整備法」という。)の趣旨※を踏まえ、本市の印鑑の登録に係る事務において成年被後見人であることをもって一律に排除しない取扱いとする。

※ 整備法の趣旨

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化した。

(2) 改正内容

印鑑の登録を受けることができない者として規定している「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

(3) 施行期日

公布の日

(4) 改正後の事務の取扱い

これまでは成年被後見人は印鑑の登録ができない取扱いであったが、今回の改正によって、法定代理人が同行しており、かつ、成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として、印鑑の登録の申請を受け付けることが可能となる。

2 長崎市印鑑条例 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>第3条～第20条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者</u></p> <p>第3条～第20条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>